

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

畜産物流通調査は、畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定等各種施策のための資料とすることを目的とする。

2 調査の根拠法令

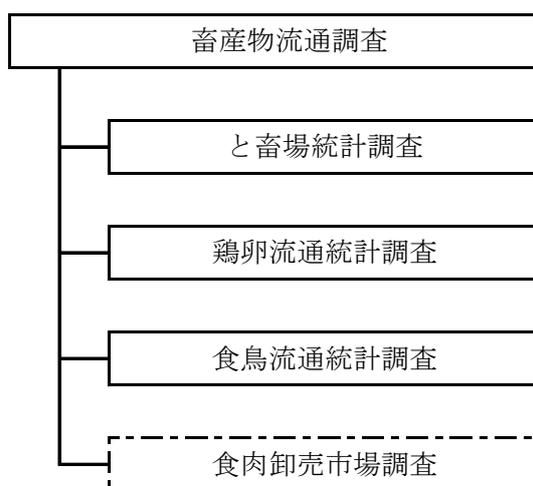
と畜場統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

また、食肉卸売市場調査は、各食肉卸売市場のデータを整理するものであり、統計法上の統計調査には該当しない。

3 調査の機構

本調査は、農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施し、集計は農林水産省大臣官房統計部において行った。

4 調査の体系



5 と畜場統計調査

(1) 調査の対象

と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づく政令で定める市（以下「都道府県等」という。）の知事又は市長の許可を受けて設置された全てのと畜場

なお、都道府県等のうち、調査対象と畜場のと畜頭数の把握及び調査への協力が可能な場合は、都道府県等

(2) 調査対象者数

165と畜場（有効回答率100%）

(3) 調査の時期

ア 調査対象期間

令和5年1月から12月までの1年間（毎月）

イ 調査実施時期

調査対象月の翌月上旬

(4) 調査事項

豚、牛（成牛・子牛別）及び馬のと畜頭数、子牛及び馬の枝肉重量

(5) 調査方法

民間事業者が調査票を郵送又はオンライン（電子メール）により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン（電子メール又は政府統計共同利用システム）により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送、FAX又はオンライン（電子メール）により提供を受ける他計調査により実施した。

(6) 集計・推計方法

ア と畜頭数

都道府県別と畜頭数の積上げにより算出した。

イ 枝肉生産量

と畜場統計調査で把握した都道府県別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。

(7) 実績精度

本調査は、全国の全てのと畜場を対象とする調査のため、実績精度は算出していない。

(8) 用語の解説

と畜場	と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、食肉に供する目的で獣畜をと畜又は解体するために設置された施設をいう。 なお、食肉卸売市場及び産地食肉センターに併設されているものを含む。
と畜頭数	と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいう。従って、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外する。 なお、枝肉の一部が廃棄されても残存部がある場合には頭数（1頭）として数える。
成牛	生後1年以上の牛をいう。

和牛	<p>黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種並びに和牛間交雑種の牛をいう。</p> <p>この中には、肉の生産を目的とした肥育牛のほか、役用又は繁殖用の牛をもと牛とした肥育牛、役用又は繁殖用に使用されていたが、老齢のために廃用された牛及び繁殖障害等の理由で廃用された牛を含む。</p>
乳牛	<p>ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種及び乳肉兼用種の牛をいう。</p>
交雑牛	<p>乳牛と和牛又は乳牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種の牛をいう。</p> <p>なお、和牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種は、その他の牛に含める。</p>
その他の牛	<p>ヘレフォード種、アバディーンアンガス種、シャロレー種等の外国牛（肉用専用種）及び和牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種等をいう。</p>
去勢	<p>おす牛の精巣を除去した牛をいう。</p>
おす	<p>おす牛のうち、去勢された牛を除いた牛をいう。</p>
子牛	<p>生後1年未満の牛をいう。</p>
枝肉重量	<p>と畜場において肉畜を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉の重量のことをいう。</p> <p>なお、牛や豚の枝肉を、脊柱の中心に沿って縦断したものを半丸又は半丸枝肉という。</p>
食肉卸売市場	<p>卸売市場に併設されていると畜場をいう。</p>
産地食肉センター	<p>と畜（枝肉までの加工）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。</p>
その他のと畜場	<p>食肉卸売市場及び産地食肉センター以外のと畜のみを行うと畜場（と畜場設置者と異なる設置者が設置した部分肉加工施設がと畜場に隣接している場合も含む。）をいう。</p>

肉豚換算 と畜頭数	成牛及び馬は豚4頭、子牛は豚1頭として換算したと畜頭数を いう。
--------------	-------------------------------------

6 食肉卸売市場調査

(1) 調査の対象

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第4項の肉用牛又は肉豚の標準的販売価格の算出に用いられる25市場（仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、茨城、栃木、群馬、川口、山梨、岐阜、浜松、東三河、四日市、姫路、加古川、西宮、岡山、坂出、佐世保）に所在する全ての食肉卸売会社

(2) 調査対象者数

食肉中央卸売市場（10市場）及び食肉地方卸売市場（15市場）に所在する卸売会社（25社）（有効回答率100%）

(3) 調査の時期

ア 調査対象期間

令和5年1月から12月までの1年間（毎月）

イ 調査実施時期

調査対象月の翌月上旬

(4) 調査事項

規格別枝肉取引成立頭数、規格別枝肉取引総重量及び規格別枝肉取引総価額

(5) 調査方法

民間事業者が調査票を郵送又はオンライン（電子メール）により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン（電子メール）により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送、FAX又はオンライン（電子メール）により提供を受ける他計調査により実施した。

(6) 集計・推計方法

卸売価格は、各食肉卸売市場の枝肉取引総価額を枝肉取引総重量で除して算出した。

(7) 実績精度

本調査は、全国の食肉中央卸売市場及び食肉地方卸売市場に所在する全ての卸売会社を対象とする調査のため、実績精度は算出していない。

(8) 用語の解説

卸売市場	卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続
------	---

	して開場されるものをいう。
食肉中央卸売市場	畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第4項の肉用牛又は肉豚の標準的販売価格の算出に、当該市場における肉用牛又は肉豚の格付枝肉の売買に係る総取引高及び取引数量を用いるものとして「独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書」の第11条第2項第1号に定められた卸売市場をいう。
食肉地方卸売市場	畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第4項の肉用牛又は肉豚の標準的販売価格の算出に、当該市場における肉用牛又は肉豚の格付枝肉の売買に係る総取引高及び取引数量を用いるものとして「独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書」の第11条第2項第2号に定められた地方卸売市場をいう。
取引成立頭数	枝肉上場頭数のうち、卸売業者と売買参加者（仲卸業者を含む。）との間に取引が成立した頭数をいう。すなわち、食肉卸売市場で卸売された頭数のことである。
卸売価格	卸売会社が、仲卸業者又は売買参加者に売渡した枝肉の総価額を総重量で除して算出した1kg当たりの平均価格をいい、消費税を含む。
枝肉	と畜場において肉畜を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉のことをいう。 なお、牛や豚の枝肉を、脊柱の中心に沿って縦断したものを半丸又は半丸枝肉という。
豚枝肉取引規格	規定の解体整形方法により処理した枝肉について、半丸重量・背脂肪の厚さ、外観（均称、肉付、脂肪付着、仕上げ）及び肉質（肉のきめ、締まり、肉の色沢、脂肪の色沢と質、脂肪の沈着）の3者を判定要素として極上、上、中、並及び等外の5等級に区分する規格（（公社）日本食肉格付協会が設定した規格）をいう。 なお、この規格は、皮はぎ・湯はぎ、品種、年齢（子豚は除く。）及び性別にかかわらず適用されている。
極上・上規格	豚枝肉取引規格のうち、「極上」と「上」を合わせたものである。
牛枝肉取引規格	規定の解体整形方法（はく皮、頭部切断、内臓割法など）により、胸最長筋、背半棘筋及び頭半棘筋の状態並びにばら、皮下脂

肪及び筋間脂肪の厚さがわかるように第6から第7肋骨間において切開した枝肉について、歩留り及び肉質のそれぞれについて等級の格付けを行い、牛枝肉を15等級に区分する規格（（公社）日本食肉格付協会が設定した規格）をいう。

なお、この規格は、品種、年齢（子牛は除く。）にかかわらず、めす、去勢及びおすのいずれの枝肉にも適用されている。

		肉 質 等 級				
		5	4	3	2	1
歩留等級	A	A- 5	A- 4	A- 3	A- 2	A- 1
	B	B- 5	B- 4	B- 3	B- 2	B- 1
	C	C- 5	C- 4	C- 3	C- 2	C- 1

去勢B-3・
2規格

牛枝肉取引規格のうち、和牛去勢、乳牛去勢、交雑牛去勢及びその他の牛去勢の、それぞれの「B-3」及び「B-2」を合わせたものである。

7 鶏卵流通統計調査

(1) 調査の対象

前年の本調査の結果及び関係機関から収集した情報により作成した「鶏卵集出荷機関一覧表」を利用し、全国の鶏卵集出荷機関（集出荷団体、集出荷業者、直接出荷する生産経営体）のうち鶏卵の年間集出荷量が10 t未満の鶏卵集出荷機関を除いた上で、集出荷量の合計が各都道府県の総集出荷量の60%以上となるまでの集出荷量上位の集出荷機関

ただし、選定の結果、調査対象数が2以下となる都道府県については、調査対象数が3となるように集出荷量上位の集出荷機関から追加で選定

(2) 調査対象者数

179集出荷機関（有効回答率100%）

(3) 調査の時期

ア 調査対象期間

令和5年1月から12月までの1年間

イ 調査実施期間

調査票の配布：令和5年12月上旬

調査票の回収：令和6年1月下旬

(4) 調査事項

ア 集出荷団体及び集出荷業者がその所在する都道府県内の生産経営体から集荷した鶏卵の集荷量

イ 直接出荷する生産経営体における鶏卵の出荷量（当該生産経営体の所在する都道府県内の集出荷団体及び集出荷業者への出荷分は除く。）

(5) 調査方法

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン（政府統計共同利用システム）により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送又はFAXにより提供を受ける他計調査により実施した。

(6) 集計・推計方法

都道府県別月別生産量は、次の式によって算出した。

なお、令和2年調査までは、次の式により算出した値に他統計から推計した採卵養鶏農家における自家消費量を加えた値を公表していたが、令和3年調査からは採卵養鶏農家における自家消費量を加えないこととした。このため、令和2年以前の値とは接続しないことに留意されたい。

$$P_i = \left(\frac{K}{T} + 1 \right) \times T_i$$

P_i : 都道府県別の令和5年*i*月の生産量（自家消費量を含まない）

T_i : 都道府県別調査対象集出荷機関の令和5年*i*月の集出荷量

T : 都道府県別調査対象集出荷機関の令和4年1年間の集出荷量

K : 都道府県別調査対象以外の集出荷機関の令和4年1年間の集出荷量（母集団情報として把握した値）

(7) 実績精度

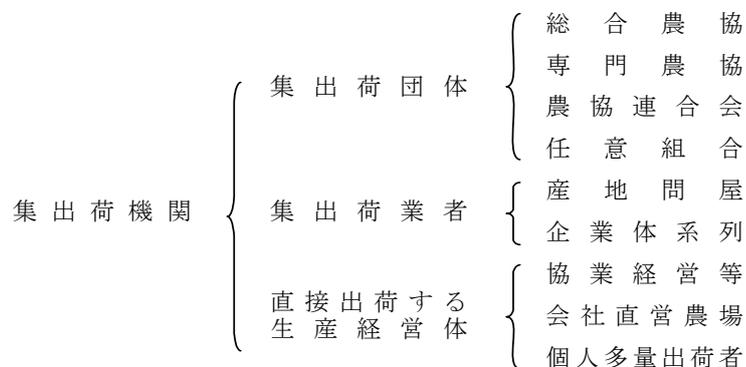
本調査は、都道府県別の上位の集出荷機関を対象とする調査のため、実績精度は算出していない。

(8) 用語の解説

集出荷機関

集出荷機関とは、集出荷団体、集出荷業者及び直接出荷する生産経営体のうち、産地において鶏卵を集荷し、卸売機関又は小売段階へ出荷する全てのものをいう。

集出荷機関を分類すると、次のとおりである。



集出荷団体

総合農協、専門農協、農協連合会及び任意組合で、生産者又は他の集出荷機関などから鶏卵の販売委託又は買付けを行い、主に卸売

	機関へ出荷する団体をいう。
集出荷業者	産地問屋、企業体系列等で、生産者又は集出荷機関から鶏卵の販売委託又は買付けを行い、卸売機関等へ出荷している業者をいう。
集荷量	集出荷機関が都道府県内の生産者等から集荷した鶏卵の量をいう。集荷量には食用向け（加工向けを含む。）、種卵及びその他（ワクチン培養などの医薬品向け等）も含む。
直接出荷する生産経営体	協業経営等、会社直営農場、個人多量出荷者等で、鶏卵を直接卸売機関又は小売段階へ出荷するものをいう。 なお、他の都道府県に所在する集出荷機関へ出荷を行う協業経営等、会社直営農場、個人多量出荷者等についてもここに含める。
出荷量	直接出荷する生産経営体が卸売機関、小売店等及び他の都道府県の集出荷機関へ出荷した出荷量をいう。出荷量には食用向け（加工向けを含む。）、種卵及びその他（ワクチン培養などの医薬品向け等）も含む。
鶏卵生産量	食用、加工用、種卵等として生産された鶏卵の数量をいい、収卵可能な奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含まない。

8 食鳥流通統計調査

(1) 調査の対象

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場であって、年間処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場（厚生労働省が毎年公表している「と畜・食鳥検査等に関する実態調査」の「食鳥処理場名簿（食鳥検査対象施設）」の食鳥処理場）

(2) 調査対象者数

132処理場（有効回答率100%）

(3) 調査の時期

ア 調査対象期間

令和5年1月から12月までの1年間

イ 調査実施期間

調査票の配布：令和6年1月上旬

調査票の回収：令和6年2月下旬

(4) 調査事項

肉用若鶏、廃鶏及びその他の肉用鶏の生体の処理羽数及び処理重量

(5) 調査方法

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン（政府統計共同利用システム）により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送又はFAXにより提供を受ける他計調査により実施した。

(6) 集計・推計方法

処理羽数及び処理重量は、食鳥処理場ごとの調査結果の積上げにより算出した。

(7) 実績精度

本調査は、年間の食鳥処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場を対象としていることから、実績精度は算出していない。

(8) 用語の解説

食鳥処理場 家きんを食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいう。なお、調査の対象とする食鳥処理場には中ぬき及び解体の処理のみを行っている処理場を含まない。

肉用若鶏 肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（「食鶏取引規格」（平成5年3月10日付け5畜A第435号農林水産省畜産局長通知）に規定する「若どり」）をいう。

廃鶏 採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏をいう。

その他の肉養鶏 肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいう。
一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるものを含むが、ふ化後3か月齢未満のものは肉用若鶏として扱っている。
なお、地鶏及び銘柄鶏の主なものとして、比内地鶏、名古屋コーチン等がある。

処理量(生体) 食鳥処理場が食鶏を食用に供する目的で処理した生体の羽数及び重量をいう。

なお、食鳥処理場が生体重量を把握していない場合は、と体重量に平均換算係数1.1（生体重量／と体重量）を乗じて算出した。

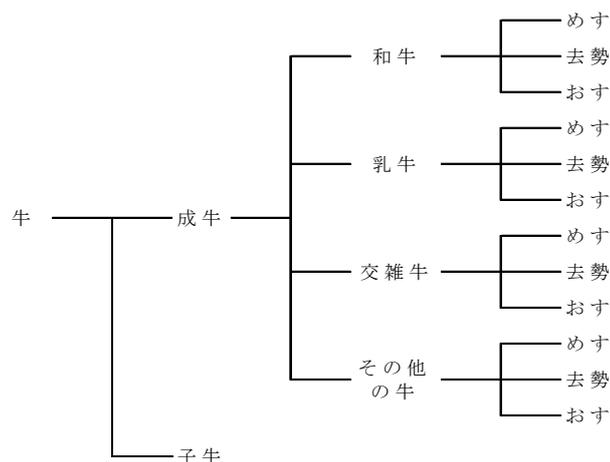
9 利用上の注意

(1) 統計表に用いた区分

ア 全国農業地域区分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 牛における畜種区分



(2) 統計数値及び割合については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

(4) 取引総価額及び卸売価格といった金額に関する事項は、消費税を含んでいる。

(5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「畜産物流通統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

10 ホームページ掲載案内

本調査の累年データについては、農林水産省ホームページの「統計情報」に掲載し

ている分野別分類「作付面積・生産量、家畜の頭数など」又は「農畜産物卸売市場」、品目別分類「畜産」の「畜産物流通調査」でご覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan_ryutu/index.html#r

11 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第2班

電 話：（代表） 03—3502—8111 内線 3710

（直通） 03—3502—5947

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>